

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る 差押禁止等に関する法律案 概要

趣 旨

- 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯について、我が国の子供たちの未来を拓くため力強く支援する必要がある。
- また、住民税非課税世帯等についても、速やかに生活・暮らしを支援する必要がある。
- このような状況下において、令和三年度新型コロナウイルス感染症対策予備費又は第1次補正予算により、子育て世帯には「子育て世帯への臨時特別給付」を、住民税非課税世帯等には「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を、それぞれ給付することとしたところであるが、これらの給付金等（以下「令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金」という。）は、その対象者自身が受け取ることに意味のある金銭その他の財産であることから、差押えを禁止する等の必要がある。

概 要

第一 権利の差押え等の禁止等（第1項・第2項）

- ✓ 令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。
- ✓ 令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金として支給を受けた金銭その他の財産について、差し押さえることを禁止する。

第二 差押禁止等の対象〔令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金〕（第3項）

- ✓ 子育て世帯への支援の観点から支給されるもの
- ✓ 低所得者世帯への支援の観点から支給されるもの

第三 施行期日等（附則）

1 施行期日

公布の日から施行する。

2 経過措置

施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金についても適用する（ただし、施行前の差押え等は有効）。